

1 伊予市自転車を活用した観光等推進計画の基本的な考え方

1.1 計画の策定目的

伊予灘の美しい海と多島美、季節によって色彩を変える山々、人の温かさが伝わる伝統的な街並みなど、様々なロケーションが楽しめる当市は、徒歩より少し早く、自動車よりもゆっくりとしたスピードで、風の匂いをはじめ五感で楽しめる、自転車による観光に適しています。

自転車は、目的地だけでなく道中を楽しめることが魅力の1つです。当市では、e-bike^{※1}のレンタサイクルを用意しており、海風を感じながらのんびり走ったらカフェで休憩したり、写真を撮ったり、お散歩感覚で楽しめる「ポタリング^{※2}」を推奨しています。

また、自転車の活用は、わが国が抱く様々な社会的課題の解決方法として期待されている面もあり、自転車活用推進の流れは時代の要請ともいえます。

このような中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法（平成28年法律第113号。以下「法」という。）が平成29年5月1日に施行され、さらに、法第9条に基づく自転車活用推進計画が平成30年6月8日に閣議決定されました。

これを受け、当市においては、自転車を活用した観光の推進と地域の活性化を基調とし、良好な都市環境の形成、健康長寿社会の実現、交通安全の推進などの各種社会的問題にも対応することを目的とし、法第11条の規定に基づき本計画を策定するものです。

※1 e-bikeとは

電動アシスト付きの自転車のことで、スポーツタイプのものからシティサイクルタイプのものまであります。伊予市のレンタサイクルでは、スポーツタイプ（クロスバイク）とシティサイクルタイプのどちらも用意しており、本格的なサイクリングだけでなく、お散歩感覚のサイクリング（ポタリング）にも適しています。

※2 ポタリングとは

「Putter（のんびりブラブラする）」からきた和製英語で、お散歩感覚で楽しむサイクリングのことです。はっきりとした定義はありませんが、一般的には距離や速度を気にせず、自転車でゆったり土地をめぐることとされています。本計画では、レンタサイクルでご当地グルメめぐりをしたり、気の向くままに景色のよいところをめぐって写真を撮ったり、気軽にのんびりと自転車を楽しむことをポタリングと定義しています。



1.2 自転車を取りまく動向

1) 国の動向

平成 29 年 5 月 自転車活用推進法

地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めることが、地方自治体においても努力義務化されました。

基本理念

- ・自転車は環境に深刻な影響を及ぼす物質等を発生せず、災害時において機動的
- ・自動車依存の低減による、国民の健康の増進及び交通混雑緩和等、経済的社会的効果
- ・交通体系における自転車による交通の役割を拡大
- ・自転車の活用を推進する際は、交通安全の確保を図る

平成 30 年 6 月 自転車活用推進計画

自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車の活用の推進に関する目標及び講ずべき必要な措置を定めた計画として策定されました。

自転車の活用推進に関する目標

- ・自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
- ・サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
- ・サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
- ・自転車事故のない安全で安心な社会の実現

令和 3 年 5 月改定 第 2 次自転車活用推進計画

昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、改定されました。

第 1 次計画からの社会情勢の変化等

コロナ禍における生活様式・交通行動の変容	情報通信技術の発展	高齢化等も踏まえた「安全・安心」
<ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍で、通勤・配達目的等の自転車利用のニーズが高まっている。 <p>自転車の通勤の開始時期</p> <p>都市圏の自転車通勤者のうち、4人に1人がコロナ流行後に自転車通勤を開始 (au損害保険㈱ R2.7アンケート調査より)</p> <p>新型コロナウイルス流行後 23.0%</p> <p>新型コロナウイルス流行前 77.0% n=500</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通分野でもデジタル化が更に進展する可能性。(複数の交通モードやまちづくりとの連携等) <p>MaaS (Mobility as a Service)</p> <p>出発地 目的地</p> <p>バス、タクシー、自転車、徒歩</p> <p>一つのサービスとして提供 (乗車・予約・決済)</p> <p>※駅周辺の移動履歴とモータリゼーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康や生きがいの観点から、高齢者、障害者等にも対応した様々な自転車の普及を更に進める必要。 ○ 配達目的等での自転車利用者が増加する中、危険な運転を防止するなど、安全の確保が課題。 ○ 自転車対歩行者の高額賠償事故が発生。一方、保険加入促進について、都道府県等の取組も進展。
脱炭素社会の実現に向けた動き		新たな低速小型モビリティの登場 (自転車通行空間への影響)

追加された新たな施策

- ・多様な自転車の開発・普及
- ・損害賠償責任保険等への加入促進



2) 愛媛県の動向

平成 31 年 3 月 **愛媛県自転車新文化推進計画**

自転車活用推進法を受け、県の第 3 期アクションプログラムの策定に合わせて、自転車新文化の更なる拡大・深化に向けて、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため策定されました。

自転車新文化とは

サイクリングを核にして交流人口を拡大させ、地域の活性化に繋げるとともに、県民に自転車を活用したライフスタイルを提案し、「健康」「生きがい」「友情」を育み、生活の質の向上を図ろうとする取組みです。

自転車を巡る現状及び課題に対応するための 5 つの目標

- ・県民みんながつくり・育てるサイクリングパラダイス
- ・交流人口の拡大による地域活性化
- ・歩行者・自転車にやさしいまちづくり
- ・シェア・ザ・ロードの精神に基づく自転車の安全利用
- ・サイクルスポーツの振興

※令和 3 年 3 月に、昨会情勢の変化等を踏まえ中間見直しが行われ、一部改定されました。



1.3 計画の位置づけ

本計画は、国や愛媛県の自転車活用推進計画を勘案し、当市の自転車に関する施策における最上位計画として位置づけるものです。

計画の策定にあたっては、上位計画である「第2次伊予市総合計画」や「伊予市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、「伊予市まるごと おもてなしプラン」、「第2次伊予市都市計画マスタープラン」などの関連計画との整合を図っています。

【計画の位置づけイメージ図】



1.4 計画区域

本計画の対象区域は、市内全域とします。

1.5 計画期間

本計画の期間は、2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までの5年間とします。

ただし、国及び県の計画の改定や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(年度)	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9～
第2次自転車活用推進計画 (令和3年5月)							
愛媛県自転車新文化推進計画 (中間見直し)							
伊予市まるごとおもてなしプラン ～伊予市観光振興計画～			Phase1			Phase2	
伊予市自転車を活用した 観光等推進計画							★ 見直し

